

開始直前！インボイス制度Q&A

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング6階

TEL:03(6300)9501 FAX:03(6300)9502 HP: <https://smtt.co.jp>

税理士： 漆谷 耕太

インボイス（適格請求書）制度

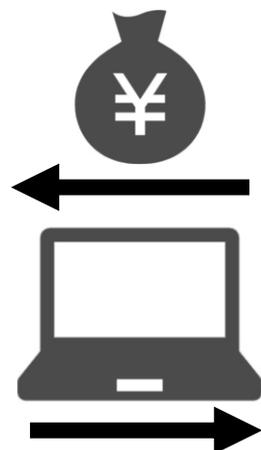
インボイス制度では、これまで仕入税額控除が認められていた
免税事業者・消費者からの仕入れの仕入税額控除ができなくなります

代金 ¥ 7700



課税
事業者

※登録事業者



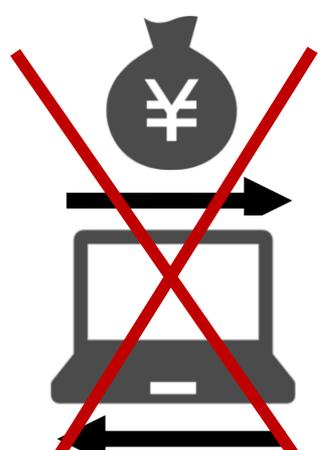
商品仕入

仕入税額
控除OK



課税
事業者

代金 ¥ 7700



商品仕入

仕入税額
控除NG



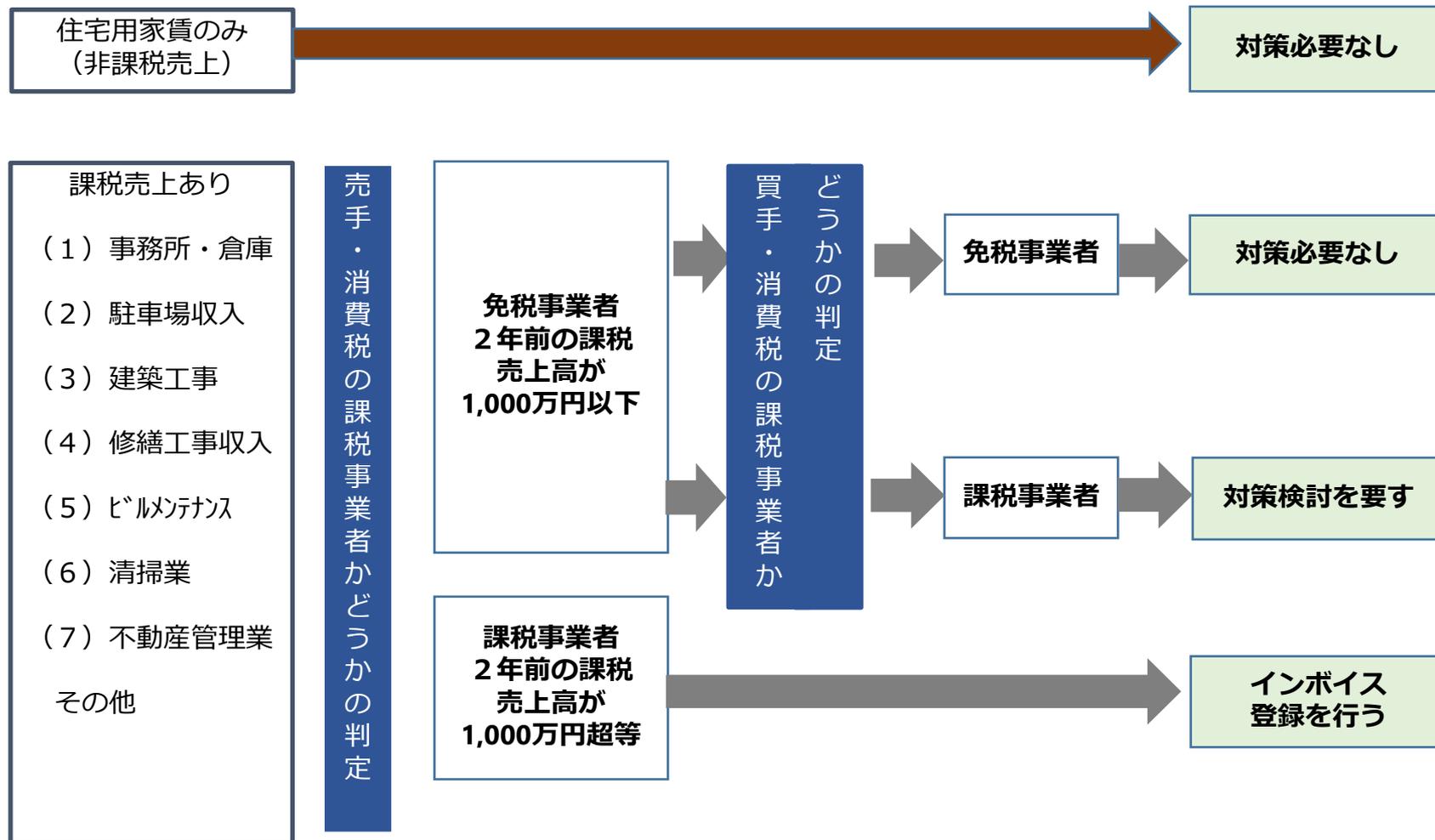
免税事業者
又は消費者

¥ 1000 - ¥ 700 = ¥ 300を納付 ¥ 1000 - ¥ 0 = ¥ 1000を納付

※登録事業者とは、国税庁に自社の情報を登録し、登録番号の発行を受けている課税事業者のこと

適格請求書発行事業者になるかどうかの判定

取引の中に、インボイスに該当するものがあるか検証してみましょう



経過措置

- インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。
- しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。

令和元年10月
(2019年)

令和5年10月
(2023年)

令和8年10月
(2026年)

令和11年10月
(2029年)

軽減税率実施

インボイス制度実施

4年

区分記載請求書等保存方式

免税事業者からの仕入れにつき
全額控除可能

3年

免税事業者からの仕入れにつき
80%控除可能*

3年

免税事業者からの仕入れにつき
50%控除可能*

控除不可

インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※速報※令和5年税制改正

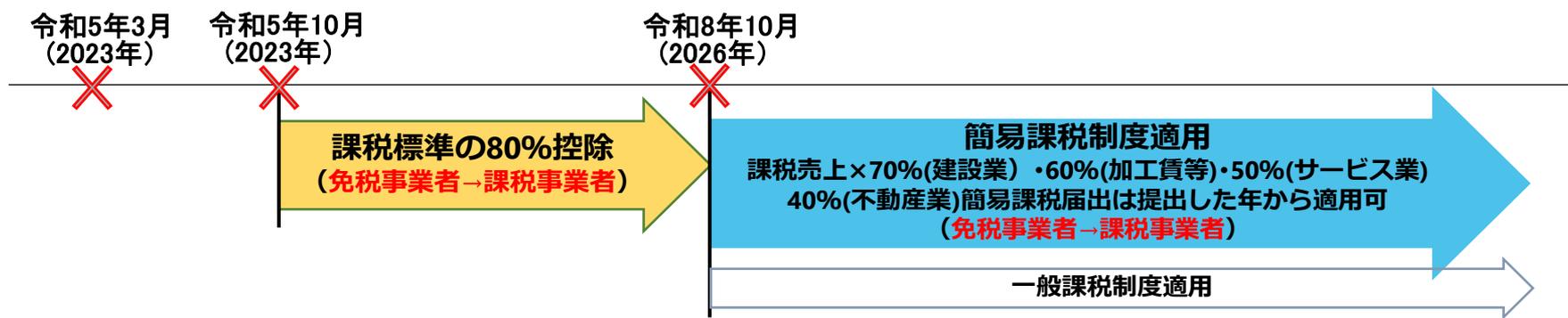
1. 消費税：令和5年税制改正

令和5年税制改正大綱で新設される追加予定の優遇措置

1. 適格請求書発行事業者に係る優遇措置

免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合等、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間については、その課税期間における課税標準の80%を控除することにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の20%とすることができる。

また、その事業者が翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出した場合、提出した日の属する課税期間から簡易課税制度適用可能に。



2. 基準期間課税売上1億円以下の課税事業者の1万円未満の保存義務特例

基準期間課税売上1億円以下の適格請求書発行事業者の1万円未満の課税仕入れについては、令和11年9月30日まで、一定の帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める優遇措置を講ずる。

3. 売り上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満請求書発行免除

1万円未満の売上値引きや手数料差引振込については適格請求書発行不要。

簡易課税制度

簡易課税とは

①基準期間における課税売上高が5000万円以下であり、②簡易課税制度選択届出書を提出した場合、仕入税額 = 売上の消費税額 × 業種別に設定されたみなし仕入率で計算される制度です

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

(みなし仕入率表)

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業	80%
第三種	建設業	70%
第四種	その他事業	60%
第五種	サービス業	50%
第六種	不動産業	40%

(不動産業の場合の計算例)

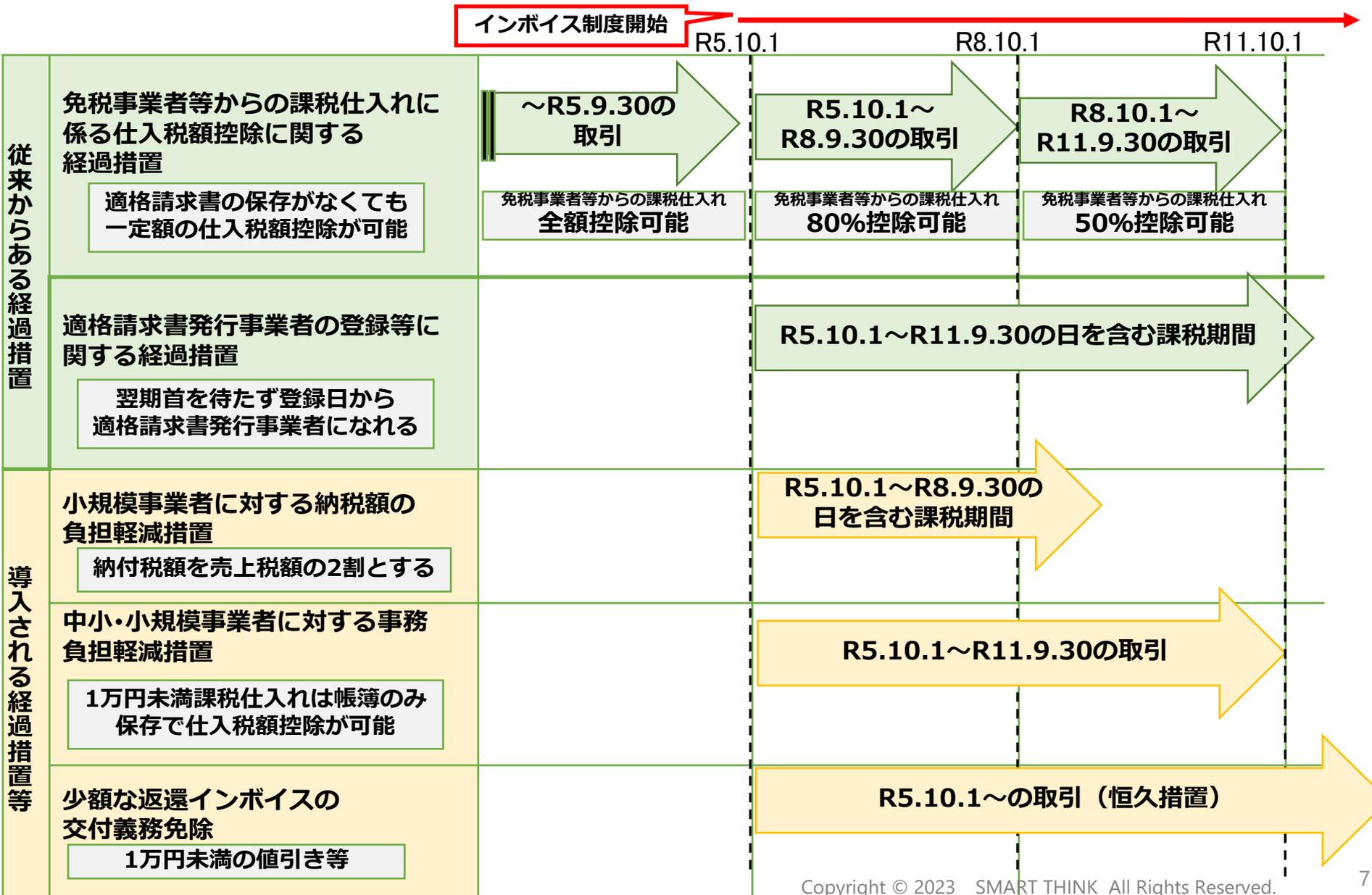
(1) 1,000円 × 40% = **400円**
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

(2) 1,000円 - **400円** = 600円
売上税額 仕入税額 納付税額

簡易課税制度では、事務負担の軽減ができます。

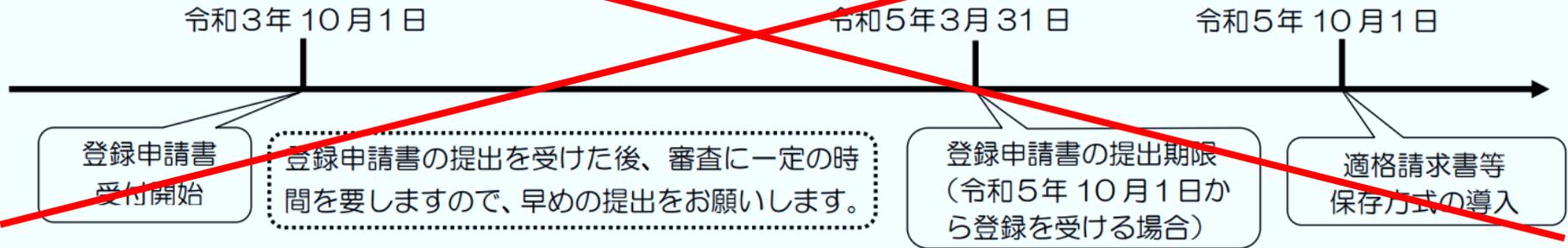
※消費税申告の際に、仕入や経費の実額計算やインボイスの保存は不要です

参考：インボイス制度の主な経過措置等



登録申請スケジュール

~~登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。~~



令和5年10/1から施行、登録事業者になるには施行開始までに次の手続きが必要

1. 「適格請求書発行事業者」の登録申請

令和5年10月1日から事業者となるためには、令和5年9月15日までに「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要。期限を過ぎて登録申請をした場合、10月1日からではなく翌事業年度からしか適格請求書を発行することができない。

なお、登録申請に伴う経過措置として期限内に登録申請をした免税事業者は、次の「消費税課税事業者選択届出書」の提出が不要になる。

※令和5年税制改正大綱により、免税事業者が当該課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録申請する場合について等の提出期限緩和措置あり。

2. 「消費税課税事業者選択届出書」の提出

免税事業者が令和5年4月1日以降に「適格請求書発行事業者」の登録申請をする場合には、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない。

3. 「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出(簡易課税が有利な場合のみ)

インボイス制度 Q&A

Q1:現在免税事業者ですが、そのまま免税事業者の場合、影響は？

A1:

(1) 免税事業者・簡易課税の売上先がある場合、影響ありません。

インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が以下のどちらかに当てはまる場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

① 売上先が消費者又は免税事業者である場合

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。

② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるからです。

そのほか、非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を行うことができませんので、例えば医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

インボイス制度 Q&A

(2) 課税事業者の売上先がある場合、影響があります。

売上先が課税事業者である場合、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則、仕入税額控除ができないこととなります。

しかし、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況下で、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。なお、インボイス制度の実施を契機として、売上先から取引条件の見直しについて相談があった場合は、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえつつ、以上の点も念頭に置いて、売上先と交渉をするなど対応をご検討ください。

インボイス制度 Q&A

Q2:免税事業者が課税事業者を選択した場合はどのようなになる？

A2:課税事業者として消費税の申告・納税の必要があります。

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要となります。
なお、インボイス制度の実施後も、基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は事前に届出を提出することで簡易課税制度を適用できます。簡易課税制度は中小事業者の事務負担への配慮から設けられている制度であり、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより仕入税額を計算することができますので、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

また、課税事業者（簡易課税制度を選択している場合を含む）がインボイスを発行する場合は、所轄の税務署長への登録申請や、売上先に発行する請求書等の様式への登録番号等の追加、売上先へのインボイスの交付、その写しの保存などが必要となります。インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。その他、課税事業者を選択した場合には、消費税法令に基づき、帳簿書類について原則 7 年間保存する必要があります。

インボイス制度 Q&A

Q3:課税事業者が免税事業者と取引する場合の留意点は?

A3:①簡易課税を選択している場合 = 仕入先に留意する必要なし
:②一般課税の場合 = 制度実施後一定期間は仕入税額控除あり

簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係では留意する必要はありません。

簡易課税制度を適用していない場合、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています（P4参照）。

なお、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況の下で取引条件を見直す場合、その設定方法や内容によっては、独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に伴う対応を検討するに当たっては、以上の点も念頭に置きつつ、仕入先とよくご相談ください。また、免税事業者である仕入先との取引条件を見直すことが適当でない場合に、仕入税額控除を行うことができる額が減少する分について、原材料費や諸経費等の他のコストとあわせ、販売価格等に転嫁することが可能か、自らの売上先等と相談することも考えられます。

インボイス制度 Q&A

Q4:課税事業者が新たな相手と取引する場合の留意点は?

A4:①簡易課税を選択している場合 = 仕入先に留意する必要なし

:②一般課税の場合 = 適格請求書発行事業者か確認の必要あり

簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係で留意する必要はありません。

また、一般課税の場合は、インボイス制度の実施後は、取引条件を設定するに当たり、相手が適格請求書発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができないため、免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。例えば、免税事業者である仕入先に対して、「税抜」や「税別」として価格を設定する場合には、消費税相当額の支払いの有無について、互いに認識の齟齬がないよう、ご留意ください。また、具体的な取引価格の設定に当たっては、取引への影響に配慮して経過措置が設けられていることなど、P7の内容もご参照ください。

インボイス制度 Q&A

Q5:仕入先免税事業者とインボイス実施を契機として取引見直しを検討しているが、独占禁止法等でどのような行為が問題となるか？

A5:契約の当事者判断に委ねられるが、情報量や交渉力で格差があり、不利な場合も想定されるので、優越的地位で不当に不利益を与えないよう注意が必要。

「優先的地位の濫用」に該当する場合

- ①取引価格の引き下げ
双方合意のない一方的な値下げ要請など
- ②商品・役務の成果物の受領拒否、返品
免税事業者の責めに帰すべき理由がない成果物の受領拒否、返品など
- ③協賛金等の負担の要請等
インボイス制度実施を契機として取引と別途、協賛金、販売促進費等の負担を要請する行為など
- ④購入・利用強制
インボイス制度実施を契機として商品・役務の購入要請など
- ⑤取引の停止
一方的に低い価格を設定し、これに応じない相手方との取引を停止する場合など
- ⑥登録事業者になるような懲瀆等
取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請 ⇒問題なし
課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、契約を打ち切るなどを一方的に通告する場合など

独占禁止法に抵触する行為に、注意が必要です。

インボイスの記載事項

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです。

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称
(株)〇〇 御中

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び登録番号
▲▲▲▲ (株)
登録番号 T1234...

② 取引年月日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割り丸	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率

※ 軽減税率対象

8%対象 15,000円	消費税 1,200円
10%対象 3,000円	消費税 300円

⑥ 税率ごとに区分した消費税額

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであれば**インボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

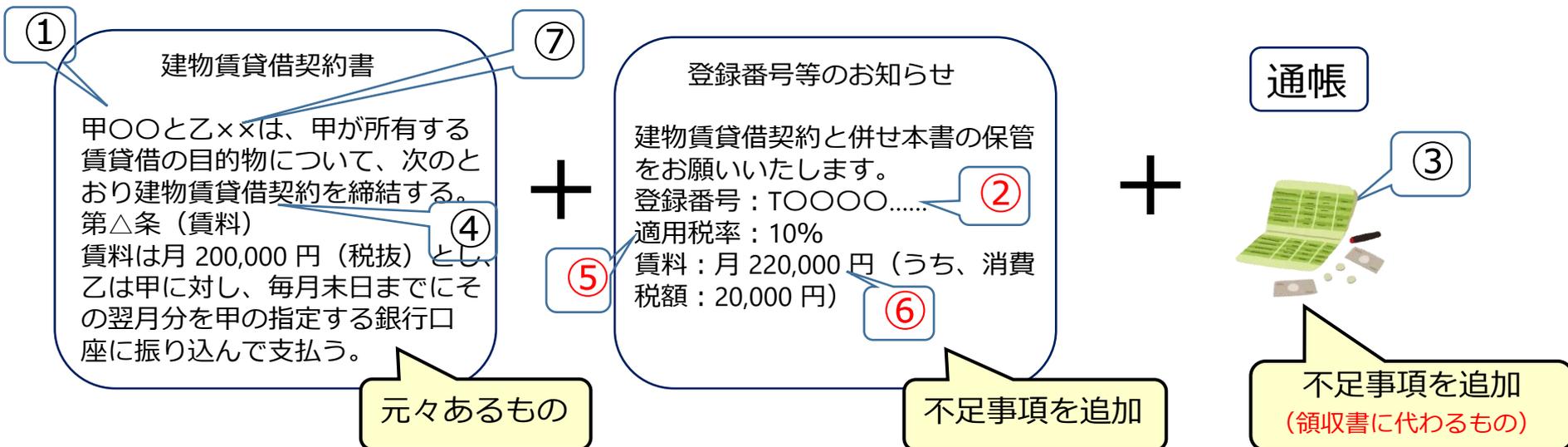
インボイスの記載事項

◎ 賃貸借契約（事業用）における記載例 1

（1）不動産賃貸業のインボイスに必要な記載事項

- ① 発行者（大家さん）の名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日（賃料の場合、支払日や請求日）
- ④ 取引（賃貸借）の内容
- ⑤ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率
- ⑥ 消費税額等
- ⑦ 取引の相手方（借主）の名称

（2）請求書・領収書を発行しない既存契約については、不足事項を通知



インボイスの記載事項

◎ 賃貸借契約における記載例 2

(3) 不足事項の通知例

① 毎月請求書を発行する場合

(通知文例)

登録番号等のお知らせ

令和5年10月より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する要件として、適格請求書等（いわゆる「インボイス」）の保存が義務付けられます。

この適格請求書等の発行は適格請求書発行事業者に限られるため、今般、私も適格請求書発行事業者の登録を完了いたしました。以下にその登録番号を通知申し上げます。

1.登録番号は下記のとおりです。ご査収の程お願い申し上げます。

不足事項を追加

登録番号：T

登録年月日：令和 年 月 日

2.本制度開始後に発行する請求書等には、適格請求書等保存方式に従い、適用税率及び消費税額等を記載いたします。ご確認の程、お願い申し上げます。

インボイスの記載事項

◎ 賃貸借契約における記載例 2

(3) 不足事項の通知例

② 毎月請求書を発行しない場合

(通知文例)

登録番号等のお知らせ

令和5年10月より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する要件として、適格請求書等（いわゆる「インボイス」）の保存が義務付けられます。

この適格請求書等の発行は適格請求書発行事業者に限られるため、今般、私も適格請求書発行事業者の登録を完了いたしました。以下にその登録番号及び制度開始に伴う必要事項を通知申し上げます。確認の上、当文書を覚書として、不動産賃貸借契約書とともに保存いただきますようお願い申し上げます。

不足事項を追加

1.登録番号は下記のとおりです。ご査収の程お願い申し上げます。

登録番号：T 登録年月日：令和 年 月 日

2. 年 月 日に締結いたしました不動産賃貸借契約書につきまして、本制度に対応すべく、上記登録番号とともに、以下を追記いたしますことを通知申し上げます。

- ・ 賃料（土地（更地））
月額 円（消費税非課税）
- ・ 賃料（事務所）

適用税率 10%※

月額 円（うち、消費税額 円）

※ 適用税率は現行法によるものです。改正の際は、改正に従い税率を変更いたします。

3.本制度開始後は、不動産賃貸借契約書、当文書（覚書）及び通帳における引き落しの記録をもって、適格請求書（インボイス）とさせていただきます。ご理解の程、お願い申し上げます。

インボイスの代理発行（不動産管理業）

1. 媒介者交付特例（消費税法施行令70の12①）

管理会社の名称及びインボイス等をオーナーに代理して交付し、提供可能

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 賃貸オーナー及び管理会社がインボイス登録していること
- ② 賃貸オーナーが管理会社に、自己がインボイスの登録を受けている旨を取引前までに通知していること

2. 代理交付

管理会社がオーナーの氏名（または名称）インボイス等を交付し、提供可能

媒介者交付特例を受けるための要件

（1）管理会社側の対応

- ① 交付したインボイスの写し（または交付した電磁記録）を保存
- ② 交付したインボイスの写し（または交付した電磁記録）を速やかに賃貸オーナーに交付または提供

（2）賃貸オーナー側の対応

- ① 自己がインボイスの登録事業者でなくなった場合、その旨を速やかに管理会社に通知
- ② 管理会社から賃貸オーナーに代わってインボイスを交付していることから、賃貸オーナーも管理会社から交付されたインボイスの写し（または交付した電磁記録）を保存する。

インボイスの代理発行（不動産管理業）

1. 媒介者交付特例を適用している場合の請求書記載例

① 賃貸オーナーインボイス登録あり

請 求 書

(株) スマートシンク商事 御中 2023年10月25日
むらさき不動産（株）
登録番号T012345678900

合計金額 440,000円

項 目	金 額
事務所建物更新料	200,000円
更新手数料	200,000円
合 計	400,000円
(消費税10%対象)	400,000円
消費税	40,000円

振込期限 2023年11月30日
振込口座 帝都銀行 青梅支店(普)12345678 むらさき不動産（株）

② 賃貸オーナーインボイス登録なし

請 求 書

(株) スマートシンク商事 御中 2023年10月25日
むらさき不動産（株）

合計金額 440,000円

項 目	金 額	取引先
事務所建物更新料	220,000円	賃貸人小松則男
合 計	220,000円	
更新手数料	200,000円	むらさき不動産(株)
合 計	200,000円	登録番号T012345678900
(消費税10%対象)	200,000円	
消費税	20,000円	

振込期限 2023年11月30日
振込口座 帝都銀行 青梅支店(普)12345678 むらさき不動産（株）
※賃貸人 小松則男は適格請求書発行事業者ではありません。

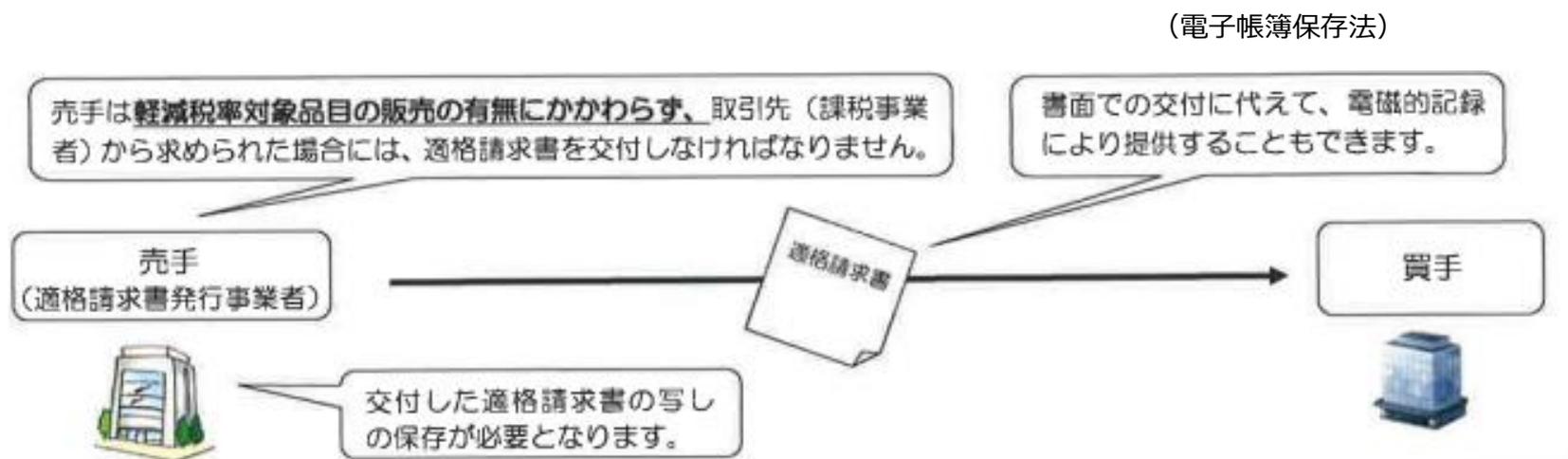
管理会社の名称・インボイス番号のみで可能

管理会社の名称・インボイス番号を記載し、仕入税額控除ができる手数料とできない賃料を明確に区分

インボイス発行事業者の義務（売手側の留意点）

インボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限ります）の求めに応じて、下記の義務が課されます。

- ① インボイスを交付する義務
- ② 交付したインボイスの写しを保存する義務

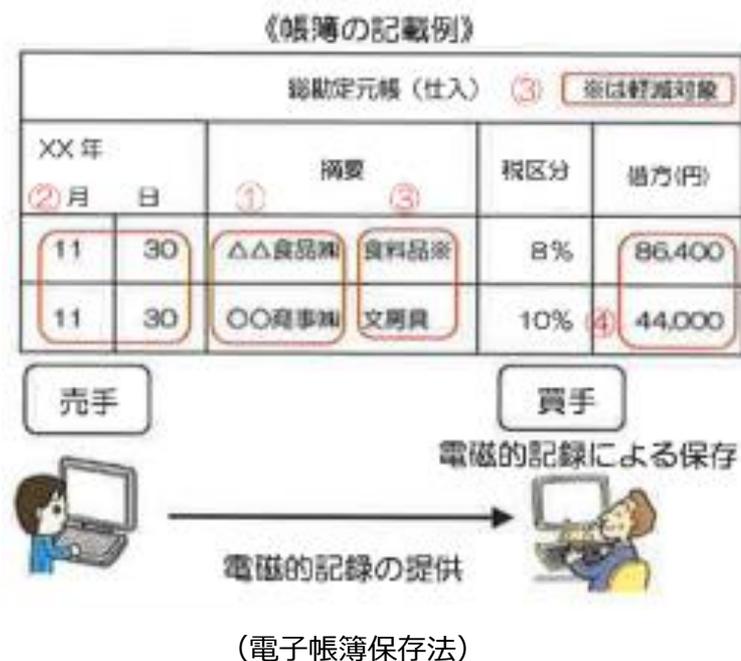


仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

インボイス制度の下では、①一定の事項を記載した帳簿及び②請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

（帳簿の記載事項）

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容
（軽減税率の対象品目である旨→※）
- ④対価の額



インボイス（適格請求書）制度の注意点まとめ

- ① **売手がインボイス発行事業者**となって、買手に**インボイスを交付**しなければなりません。
- ② インボイスには、**登録番号、税率ごとに区分して合計した対価の額、適用税率（10%、8%）、税率毎に区分した消費税額等**を記載しなければなりません。
- ③ **消費税の端数処理**は、商品ごとではなく、**1つの請求書単位**で行うようシステム変更する必要があります。
- ④ **売手**は交付した**インボイスの写しを保管**しなければなりません。
- ⑤ **買手**は交付を受けた**インボイスを保管**しなければなりません。
インボイスの保管がない場合には、**仕入税額控除が受けられません**。
- ⑥ **買手**は**免税事業者からの仕入について継続するか、値段をどうするか**（消費税分の値下等）を**検討**する必要があります。
- ⑦ **自社が免税事業者の場合、インボイス発行事業者（登録事業者）となるか**検討する必要があります。
登録番号を取得した場合、基準期間の課税売上高が1000万円以下であっても消費税の申告納税が必要となります。
- ⑧ **免税事業者からの課税仕入は仕入税額控除できないのが原則**ですが、**段階的に控除ができなくなる**（最初3年間80%控除、次の3年間50%控除）という**経過措置6年間**があります。